

(仮称)流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(案)【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1章 総則			
第1条	趣旨	・子ども・子育て支援法に基づき運営基準を定める	—
第2条	定義	・用語の定義	—
第3条	一般原則	・特定教育・保育施設等の一般原則	—
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準			
第1節 利用定員に関する基準			
第4条	利用定員	①保育所、認定こども園の利用定員は20人以上 ②認定区分ごとに利用定員を定める(3号認定は1歳未満、1歳以上に区分して定める)	従う
第2節 運営に関する基準			
第5条	内容及び手続きの説明及び同意	①利用申込者に、運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない ②利用申込者から申請があった場合は、利用申込者の承諾を得て、文書ではなく電磁的方法により提供することができる	第1項従う 第2～6項参酌
第6条	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	①利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない ②認定こども園、幼稚園は1号認定子どもの利用定員を上回る申し込みがあった場合は、抽選、先着順、建学の精神に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない ③認定こども園、保育所は2号または3号認定子どもの利用定員を上回る申し込みがあった場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する ⑤特定教育・保育施設は、教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする	第1～4項従う 第5項参酌
第7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	・特定教育・保育施設は、市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない	従う
第8条	受給資格等の確認	・支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめること	参酌

第9条	支給認定の申請に係る援助	①支給認定を受けていない保護者から申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない	参酌
第10条	心身の状況等の把握	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない	参酌
第11条	小学校等との連携	・特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校又は他の特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない	参酌
第12条	教育・保育の提供の記録	・特定教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない	参酌
第13条	利用者負担額等の受領	①特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする ③特定教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、その額を支給認定保護者から受けることができる ④特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、支給認定保護者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる ⑥上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない	従う
第14条	施設型給付費等の額に係る通知	①施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対して施設型給付費の額を通知しなければならない	参酌
第15条	特定教育・保育の取扱方針	①次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない (1)幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園保育要領 (2)認定こども園((1)を除く)：(3)及び(4)に掲げる事項 (3)幼稚園：幼稚園教育要領 (4)保育所：保育所保育指針	従う
第16条	特定教育・保育に関する評価等	①自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない ②定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない	参酌
第17条	相談及び援助	・子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども、保護者の相談に応じ、必要な助言等を行わなければならない	参酌
第18条	緊急時等の対応	・子どもの体調に急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない	参酌
第19条	支給認定保護者に関する市への通知	・保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを把握した場合、市に通知しなければならない	参酌

第20条	運営規定	・施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない	参酌
第21条	勤務体制の確保等	①職員の勤務体制を定めておかななくてはならない ③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない	参酌
第22条	定員の遵守	・利用定員を超えて特定教育・保育施設の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参酌
第23条	掲示	・特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない	参酌
第24条	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	・子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない	従う
第25条	虐待等の禁止	・職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う
第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	・特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない	従う
第27条	秘密保持等	①職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない	従う
第28条	情報の提供等	①提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない	参酌
第29条	利益供与等の禁止	①特定教育・保育施設を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない	参酌
第30条	苦情解決	①提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ②苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない ④提供した教育・保育に関し、市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない	参酌
第31条	地域との連携等	・地域との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない	参酌
第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	①事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない ②子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない	従う

第33条	会計の区分	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない	参酌
第34条	記録の整備	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌
第3節 特例施設型給付費に関する基準			
第35条	特別利用保育の基準	①特別利用保育を提供する際には、県が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守しなければならない ②特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(2号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
第36条	特別利用教育の基準	①特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない ②特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子ども(2号認定)と、利用中の子ども(1号認定)の総数が、利用定員の数を超えないこと	従う
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準			
第1節 利用定員に関する基準			
第37条	利用定員	①利用定員は以下のとおりとする 家庭的保育事業:1人以上5人以下 小規模保育事業A型及びB型:6人以上19人以下 小規模保育事業C型:6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業:1人 ②満1歳未満、満1歳以上に区分して定める	従う
第2節 運営に関する基準			
第38条	内容及び手続きの説明及び同意	①利用申込者に、運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について同意を得なければならない。	第1項従う 第2項参酌
第39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	①利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない ②保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする ④自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする	第1～3項従う 第4項参酌
第40条	あっせん、調整及び要請に対する協力	・特定地域型保育事業者は、市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない	従う

第41条	心身の状況等の把握	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない	参酌
第42条	特定教育・保育施設等との連携	①特定地域型保育事業者(居宅訪問型事業を除く)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない ②居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない ④特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等で継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	第1～3項従う 第4項参酌
第43条	利用者負担額等の受領	①特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする ③特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、その額の支払いを支給認定保護者から受けることができる ④特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、保護者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払いを保護者から受けることができる ⑥上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない	従う
第44条	特定地域型保育の取扱方針	・特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない	従う
第45条	特定地域型保育に関する評価等	①自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない ②定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない	参酌
第46条	運営規定	・運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない	参酌
第47条	勤務体制の確保等	①事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない ③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない	参酌
第48条	定員の遵守	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない	参酌
第49条	記録の整備	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌
第50条	準用	・8～14条(10・13条を除く)、17～19条、23～33条の規定は、特定地域型保育事業について準用する	8～14(10, 13を除く), 17～19, 23～33条と同様
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準			

第51条	特別利用地域型保育の基準	①特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない ②特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
第52条	特定利用地域型保育の基準	①特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない ②特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子ども(2号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
附則			
第1条	施行期日	・子ども・子育て支援法の施行の日	—
第2条	特定保育所に関する特例	・特定保育所に関する特例について	従う
第3条	施設型給付費等に関する経過措置	・施設型給付費等に関する経過措置について	従う
第4条	利用定員に関する経過措置	・利用定員に関する経過措置について	従う
第5条	連携施設に関する経過措置	・連携施設に関する経過措置について	従う